

(件名)

【コロナ関連：イリノイ州】州内各地域における感染対策措置の緩和（5）（対象地域：第7地域（南部郊外2郡））

(ポイント)

1月21日、イリノイ州政府は、同州の第7地域（南部郊外2郡）に対して即日、ティア1制限措置へ緩和することを発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

(本文)

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、陽性率や空き病床数の割合、患者数の増減等の基準に照らして感染対策措置の水準を決定することとしています。この度、イリノイ州政府は病院スタッフを拡充するための契約を締結し、それに伴い感染対策措置の水準を決める基準を一部緩和しました。それを受け、第7地域に対して1月21日から、制限措置をティア1へ緩和することを発表しました。

1 制限措置の発効日：2021年1月21日（木）から

2 期間

期間は設定されておらず、陽性率やICU空き病床数の割合、患者数の増減等の基準に照らして判断。

3 制限対象地域（郡）：

・第7地域（Kankakee, Will）

4 制限措置（ティア1）の内容

(1) バー / レストラン

- ・全てのバーとレストランは午後11時には閉店し、翌日午前6時以降は開店可能。
- ・屋内サービスは、25名または1部屋あたりの定員の25%のうち、いずれか少ない方を上限とする。
- ・屋内サービスを提供する施設は、食事を提供する必要がある。
- ・屋内サービスの予約は、最大2時間、1グループあたり最大4人に制限される（同一世帯のメンバーのみが推奨される）。
- ・すべてのバーとレストランの客はテーブル席に着席すること。
- ・バーカウンターでの注文、着席、バーカウンター周辺に集まることは不可（全てのスツール（背もたれのない椅子）をバーから取り除くこと）。

- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持。
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に集まらない。
- ・屋内においてダンスまたは立っていることは不可。
- ・予約制にすること
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可。
- ・同制限措置には、プライベートクラブとカントリークラブが含まれる。

(2) 会合、社会的活動、集会等（結婚式、葬儀、持ち寄りパーティなどを含む）

- ・屋内及び屋外とも、25名または定員の25%のうち、いずれか少ない方を上限とする。
- ・この制限措置は、専門的、文化的、社会的なグループの集まりに適用される。
- ・対面式の教室学習またはスポーツに参加している学生には適用されない。
- ・この制限措置は、復興計画第4段階のビジネスガイダンスで示されているオフィス、パーソナルケア・サービス、小売などの施設全体の収容人数を減らすものではない。
- ・パーティーバス（多人数を乗せたレクリエーション目的のバスまたは類似した乗物）の禁止。

(3) 組織化されたグループのレクリエーション活動（スポーツ、フィットネスセンターなど）

- ・スポーツは、個々のスポーツのリスクに基づいた適切なレベルの練習と試合の概要を示した All Sport Guidelines に定められた緩和措置に従うこと（詳細は下記リンク参照）。

<https://www.dph.illinois.gov/covid19/community-guidance/sports-safety-guidance>

- ・フェイスカバーは、人や機械の間隔に関係なく、個人の運動をしているときを含め、フィットネスセンターでは常に着用すること。
- ・レクリエーション、フィットネスセンター、上記に含まれない屋外での活動は、イリノイ州復興計画第4段階のガイダンス（現行の DCEO ガイダンス）に従うこと（詳細は下記リンク参照）。

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

○本件に関する州政府の発表とティア1制限措置については下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22667>

<http://www.dph.illinois.gov/sites/default/files/COVID19/IL%20Tier%20%20Resurgence%20Mitigations%20-%20January%2015%2C%202021%20Update1.pdf>

○制限措置（ティア1～ティア3）及び州内の11地域に関しては下記のリンクを参照ください。

<https://dph.illinois.gov/regionmetrics?regionID=1>

○2020年11月18日付当館領事メール「新型コロナウイルスに関するイリノイ州全域への新たな制限措置（ティア3）の導入」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100116805.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryo.jil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。